

令和6年度所属所別特定健康診査受診率等一覧表

単位：%

所属所番号	所属所名	特定健康診査受診率	特定保健指導終了者割合
51	三郡衛生組合	100.0 (100.0)	— (0.0)
55	峡南衛生組合	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
70	飯富病院	92.7 (92.6)	56.3 (28.6)
75	早川町	81.3 (81.3)	42.9 (27.3)
79	南部町	84.5 (82.1)	50.0 (13.3)
91	昭和町	85.2 (87.0)	90.9 (38.5)
116	韮崎市	84.7 (87.3)	69.6 (39.2)
150	富士吉田市	89.0 (86.3)	71.1 (31.9)
151	都留市	89.1 (87.4)	69.6 (54.1)
156	道志村	87.5 (79.5)	20.0 (60.0)
158	西桂町	75.3 (75.9)	50.0 (57.1)
159	忍野村	83.6 (83.3)	100.0 (57.1)
160	山中湖村	82.5 (81.6)	77.8 (16.7)
165	鳴沢村	75.4 (74.6)	57.1 (85.7)
171	大月市	75.2 (74.5)	32.7 (17.0)
185	小菅村	77.3 (66.7)	100.0 (0.0)
186	丹波山村	75.0 (59.4)	60.0 (85.7)
187	山梨県市町村職員共済組合	100.0 (94.4)	0.0 (100.0)
188	富士吉田市恩賜林組合	78.7 (81.8)	22.2 (28.6)
190	鳴沢・富士河口湖恩賜林組合	71.4 (50.0)	— (—)
200	大月都留広域事務組合	83.3 (100.0)	100.0 (0.0)
212	青木ヶ原衛生センター	100.0 (100.0)	— (—)
215	東山梨行政事務組合	88.6 (87.0)	33.3 (29.4)
226	青木が原ごみ処理組合	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)
227	中巨摩地区広域事務組合	92.1 (91.9)	28.6 (27.3)
230	山梨県市町村総合事務組合	76.9 (86.7)	50.0 (25.0)
231	峡北広域行政事務組合	90.3 (90.5)	63.2 (85.7)
232	河口湖南中学校組合	83.3 (92.3)	100.0 (100.0)
233	東八代広域行政事務組合	100.0 (100.0)	— (—)
234	峡北地域広域水道企業団	97.0 (91.2)	44.4 (12.5)
235	峡南広域行政組合	93.7 (91.3)	41.2 (50.0)
237	釈迦堂遺跡博物館組合	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
238	富士五湖広域行政事務組合	87.9 (81.4)	72.2 (83.3)
240	東部地域広域水道企業団	100.0 (80.0)	0.0 (100.0)
242	峡東地域広域水道企業団	100.0 (100.0)	— (—)
245	甲府市	84.2 (81.7)	64.1 (57.0)
246	甲府地区広域行政事務組合	88.2 (85.2)	66.7 (56.8)
247	南アルプス市	94.3 (94.8)	76.5 (52.0)
248	富士河口湖町	78.7 (80.6)	27.3 (36.7)
249	甲斐市	91.0 (89.7)	53.6 (48.6)
250	身延町	90.9 (90.9)	100.0 (63.6)
251	笛吹市	85.5 (83.3)	77.2 (60.2)
252	北杜市	89.9 (88.4)	49.5 (37.7)
253	上野原市	81.8 (80.9)	71.4 (81.5)
254	山梨市	85.3 (84.4)	69.2 (58.2)
255	市川三郷町	76.8 (79.7)	47.8 (80.0)
256	甲州市	88.2 (86.9)	44.4 (53.5)
257	中央市	84.1 (85.6)	73.2 (31.6)
258	富士川町	87.0 (88.1)	90.9 (65.4)
259	峡南医療センター企業団	90.3 (92.5)	26.5 (24.4)
260	大月市立中央病院	90.1 (89.1)	0.0 (0.0)
261	西部広域環境組合	90.9 (92.9)	66.7 (75.0)
262	山梨県後期高齢者医療広域連合	50.0 (100.0)	— (0.0)
263	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務	100.0 (0.0)	— (—)
全 体		86.7 (85.6)	61.4 (48.5)

() 内は前年度の率。

※1 特定健康診査受診率及び特定保健指導終了者割合は被扶養者及び任意継続組合員も含めた率。

※2 特定保健指導終了者割合は特定保健指導終了者数／特定保健指導対象者数。特定保健指導終了者数には
利用中の者は含まれない。（その者については、翌年度に繰り越して報告。）

※3 特定健康診査受診率、特定保健指導終了者割合が「—」の所属所は対象者がいない。